

(別紙)

公共ます設置申請書（後付け申請）に係る留意事項

1 設置の完了については、申請書提出日から3か月程度を要します。但し現場での条件（県道での施工など）、市の発注状況などにより、これ以上要する場合があります。

なお、津市の責に帰すべき事由以外（足場など建築用の資材や仮設構造物により、公共ますが設置不可能な場合、当公共ます設置工事見積合わせの不調など）による工事の遅延についての異議申し立てはできません。

また、申請者側（建築業者又は不動産業者等）の都合により、公共ます設置工事の工程を変更することはできません。

2 公共ますは原則として1宅地1箇所、設置箇所は道路との官民境界から1.0m以内です。取付管は原則、地中に配管するため建物やブロック塀等が支障となる場所は極力避けてください。公共ますの深さについては、基本は宅地の地盤高さから80cmとしますが、宅内排水設備の勾配を確保できる深さとし、宅地の状況や下水道本管の深さ道路内の他の地下埋設物との位置関係により変更することがあります。

3 新築等、建築時に公共ます設置の施工に支障が生じる仮設材、建築資材ゴミ箱、仮設電柱、仮設トイレなどの撤去、復旧は申請者側（建築業者又は不動産業者等）の負担にて現場着手日までに移動させてください。厳守されない場合は、工事完成の期日が延期となります。

4 申請書に本留意事項書、位置図、申請地の不動産登記法第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し、及び登記事項証明書を添付して下さい。申請者の土地以外に設置を希望（取付管含む）する場合、申請書裏面の承諾書に記入、押印し承諾を得てください。

5 宅地内の公共ます設置箇所の現状がタイル張り等であっても、市が復旧を行う場合、アスファルト合材又はコンクリートでの復旧とします。

6 設置が完了した公共ます（取付管含む）の移設及び撤去を行う場合は、自己負担となります。また建築工事の作業等が原因で、公共ますを破損した場合や正常な状態とならない場合についても自己負担での復旧となります。